

# 新ぐんまチャレンジ支援金のご案内

(中小企業者・小規模事業者及び個人事業者対象)



コロナ禍に加え、原油価格・物価高騰により業況が厳しい県内中小事業者等を対象に、ウィズコロナに向けた新事業展開等の前向きな取り組みを後押しするため、「新ぐんまチャレンジ支援金」を支給します。

## 申請期間

令和4年**8月1日**(月)～令和4年**12月16日**(金)

## 支給額

※1事業者あたり上限額以内の実費相当額を支給(千円未満切り捨て)

法人

**最大40万円**

※下限20万円

個人

**最大20万円**

※下限10万円

## 主な要件

次の①～③のいずれにも該当する方が支給対象となり得ます。

①と②は**申請の特例**も設けています(詳細は申請要領7ページ)。

①令和4年4月及び5月の**原材料費、燃料費等の仕入金額・経費**が、令和元年、令和2年、又は令和3年のいずれかの同2ヶ月比で**10%以上増加**  
(※台帳等で金額が確認できる場合、電気代などの個別の経費で比較することも可)

②令和4年4月及び5月の**売上**が、令和元年、令和2年、又は令和3年のいずれかの同2ヶ月比で**10%以上減少**(※比較する年は①と同一年)

③「**前向きな取組**」を実施 ※詳細は裏面に記載 

◆**感染期特例**…6月以降もコロナ禍や原油価格・物価高騰の影響を受けている場合の特例

⇒ **上記要件における対象月を5月以降の連続する2ヶ月から選択できます**

◆**経費率増加特例**…売上減少に伴い、仕入金額・経費も減少しているが、経費率が増加している場合の特例

◆**季節性特例**…農業者など仕入金額・経費や売上に季節性の変動が大きく、4月・5月の2ヶ月では比較ができない場合の特例

◆**新規開業特例**…新規に開業したため、比較年の仕入金額・経費や売上が確認できない場合の特例

問い合わせ先

新ぐんまチャレンジ支援金コールセンター

☎ **0120-977-289**

(土日・祝日含む9:00～17:00)

## 申請方法

- ◆申請要領等は、県ホームページからダウンロードできます。
- ◆各行政県税事務所、各市町村、商工会議所・商工会、JA等の窓口でも配布しています。
- ◆申請方法:郵送・オンライン



# 「前向きな取組」について

「前向きな取組」は(1)～(3)のような取組を指します。



## (1) 原油価格・物価高騰を踏まえた取組

- ①省エネ対応機器・設備の導入など、燃料費・光熱費等の**経費削減**につながる事
- ②製造方法や販売・提供方法等を変更し、効率化や**経費削減**につながる事
- ③その他、**原油価格・物価高騰を踏まえた取組**と認められる事

### ➡ たとえば・・・

経理事務のデジタル化により省力化、製造現場の照明をLED化、製造用機材にインバータを導入、店舗の空調設備を省エネタイプに転換、農業用ビニールハウスを省エネ使用に転換、高騰する輸入商品(素材)から国産商品(素材)に転換 等

## (2) 新規性のある取組

- ①新たな商品・サービスの開発・製造や、新たな販売・提供方法への転換など、**売上増加**につながる事
- ②商品やサービスの製造方法や販売・提供方法等を変更し、効率化や**売上増加**につながる事
- ③その他、新規性があり効率化や**売上増加**につながる**取組**と認められる事

### ➡ たとえば・・・

飲食業者が新たにテイクアウト販売を開始、スマホ対応のECサイト構築、新メニューの試作・開発、空き店舗をレンタルオフィスとして貸出、オンライン形式のサービスを導入、主業種とは別の新事業を開始、アプリを活用した効率化、自社ブランドの構築 等

## (3) 感染拡大防止に向けて行う取組

- ①各業界団体が策定した**ガイドライン等に明記**されている事
- ②その他、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組**と認められる事

### ➡ たとえば・・・

非接触型体温検知器の導入、キャッシュレス決済導入、高機能換気・空調設備導入、卓上タブレットやQRコードでのオーダーシステムの導入 等